

守口市学校給食協会規約

平成31年3月26日

守口市学校給食協会規約（昭和47年4月1日施行）の全部を改正する。

第1章 名称及び事務所

（名称）

第1条 本会は、守口市学校給食協会（以下、「協会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協会は、事務所を守口市教育委員会事務局内に置く。

第2章 目的

（目的）

第3条 協会は、学校給食の充実、発展とその運営の円滑化を図ることを目的とする。

第3章 事業

（事業）

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 学校給食の献立及び物資の購入に関すること。
- （2） 学校給食の調査研究と指導に関すること。
- （3） 学校給食費の経理事務に関すること。
- （4） （公財）大阪府学校給食会及び、その他の関係機関との連絡に関すること。
- （5） 中学校給食に関すること。
- （6） その他目的達成に必要な事業

第4章 組織及び機関

（組織）

第5条 協会は、守口市内の学校給食を実施している学校関係者をもって組織する。

（機関）

第6条 協会に、執行機関として理事会、議決機関として評議員会を置く。

（部会）

第7条 協会に、栄養部会を置くことができる。

第5章 評議員

（評議員）

第8条 協会に次の方法で選ばれた評議員を置く。

- （1） 学校給食実施校の校長又は副校長のうち、同校から評議員就任の推薦を受けた者
 - （2） 学校給食実施校の給食主担のうち、同校から評議員就任の推薦を受けた者
 - （3） 学校給食実施校のPTA会員のうち、各校のPTAから評議員就任の推薦を受けた者
- （評議員の任期）

第9条 評議員の任期は、評議員会（第1回定例会に限る。この項において同じ。）の日から翌年の評議員会の日の前日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 4 評議員は、異動、退職等により評議員となったときに要した身分が消失した場合で

あっても、任期中においては、なおその地位に留まることができる。

(評議員の職務)

第10条 評議員は、評議員会で本会の業務を審議し、決議する。

第6章 議決機関

(評議員会)

第11条 協会に議決機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

3 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

4 定例会は、年2回招集する。

5 臨時会は、会長が必要と認めた場合又は評議員の3分の1以上の者からの請求があった場合において、これを招集する。

6 評議員会の議長は、出席した評議員の互選とする。

(議決事項)

第12条 評議員会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画の承認

(2) 事業報告の承認

(3) 予算の決定

(4) 決算の認定

(5) 規約の制定及び改廃

(6) 役員の選任又は解任

(7) 給食費の改定

(8) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項

(定足数)

第13条 評議員会は、評議員の定数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第14条 評議員会の議事は、前条本文に規定する出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第1項及び前条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

第7章 役員

(役員)

第15条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 13名以内

(2) 会計監査 3名以内

2 理事は、校長会から2名、学校給食実施校の給食主担から3名以内、学校給食実施校のPTAから4名以内、関係行政機関から3名、守口市PTA協議会役員から1名以内とする。

3 会計監査は、校長会から1名、学校給食実施校の給食主担から1名以内、守口市PTA協議会役員から1名とする。

4 役員及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員任期)

第16条 役員任期は、理事会(第1回定例会に限る。この項において同じ。)の日から翌年の理事会の日の前日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、退任した役員任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 役員は、異動、退職等により役員となったときに要した身分が消失した場合であっても、任期中においては、なおその地位に留まることができる。

(理事)

第17条 理事会に次の役職を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 専務理事 1名
- (5) 会計 1名

- 2 会長は、理事の互選により選出する。
- 3 副会長、理事長、専務理事及び会計は、理事の中より会長が指名する。

(理事の職務)

第18条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し次に掲げる業務を掌る。理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(1) 理事会の決定に基づく日常の業務運営に関すること。

(2) 正規定例の支出命令に関すること。

- 5 理事は、理事会を構成し、第20条に定める本協会の業務を議決し、執行する。
- 6 会計は、金銭物品等の出納業務を行う。

(会計監査の職務)

第19条 会計監査は、協会の事業会計を監査する。

第8章 執行機関

(理事会)

第20条 協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 事業計画の決定に関すること。
 - (2) 暫定予算及び補正予算に関すること。
 - (3) 会長及び理事長の選定及び解職に関すること。
 - (4) 規程の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 委員会及び部会の設置、部会長及び部会員の選任に関すること。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項
- 4 理事会の会議は、定例会及び臨時会とする。
- 5 定例会は、年2回招集する。

- 6 臨時会は、会長が必要と認めた場合又は理事の3分の1以上の者からの請求があった場合において、これを招集する。
- 7 理事会の議長は、理事長が行う。
- 8 第13条及び第14条の規定は、理事会において準用する。

第9章 専門委員会

第21条 協会の事業を遂行するために、理事会に次の専門委員会を置く。

- (1) 守口市学校給食献立作成委員会
 - (2) 守口市学校給食用物資納入業者選定委員会
- 2 理事会は、必要のあるときは、前項以外に専門委員会を設置することができる。
 - 3 専門委員会の設置細則は、理事会が別に定める。

第10章 会計

(経費)

第22条 協会の経費は、学校給食費、交付金その他の収入金をもってこれに充てる。

(会計年度)

第23条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(出納閉鎖)

第24条 協会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(監査)

第25条 会計監査は、毎会計年度1回以上監査をしなければならない。

- 2 会計監査は、前項の監査の結果を理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第11章 事務局

(事務局)

第26条 協会の事務を処理するために事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、教育委員会事務局学校給食主担課長をもってこれに充てる。
- 3 事務局に関する事項は、会長が別に定める。

第12章 雑則

(その他)

第27条 この規約に定めるもののほか、協会の運営につき必要な事項は理事会が定める。

附 則

- 1 この規約は平成31年4月1日から施行する。
- 2 協会に関する細則は、理事会で承認を得て別に定める。
- 3 学校給食費の細則は別に定める。